

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（案）」に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について

令和 5 年 4 月 2 7 日  
厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課

標記について、令和5年2月25日から令和5年3月26日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計18件の御意見をいただき、うち11件は本件に関する御意見、残り7件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	【濃度の基準及び努力義務の関係について】 2（2）の8時間濃度基準値と短時間濃度基準値の適用は義務であり、（3）ア～オの適用は努力義務との理解で良いか。	貴見のとおりです。
2	【努力義務について】 2（3）アのルールは米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）を参考にしたと思われるが、米国において実際ほぼ利用されていないと考えられ、また、ACGIHルールの趣旨に反する判断がOSHAの法令で記述されているため、提案ルールはわが国で適用しないことが望ましいと考えられる。	ご指摘の基準については、毒性学の見地から、15分未満の短時間のばく露であって、短時間濃度基準値を超えないようばく露であっても、同一日に複数回繰り返してばく露すると、健康障害を発生させるおそれがあることから、8時間濃度基準値を超え、短時間濃度基準値を下回るばく露の1日あたりの回数とばく露のピーク間隔の基準を努力義務として設けています。 なお、同様の考え方は、米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のみならず、ドイツ研究振興協会（DFG）においても同様の基準が設定されており、英国安全衛生庁（HSE）においても、同様の趣旨から、合理的で実行可能な対策の実施を求めています。

		また、米国労働安全衛生庁（OSHA）の基準は古いものが多く、必ずしも最新の情報に基づいて設定されているわけではありませんが、濃度基準値は、入手可能な最新の情報によって決定されています。
3	<p>【努力義務について】</p> <p>N, N-ジメチルアセトアミドは、短時間濃度基準値が示されていないので、15分間時間加重平均値を測定し、その値が8時間濃度基準値の3倍である30ppm以下となっていれば良いのか。この場合、回数の制限はないとの理解で良いか。</p>	前段は貴見のとおり、8時間濃度基準値は「5 ppm」であるため、15分間時間加重平均値は「15 ppm」以下であることが望ましいこととなります。また、回数の制限はありませんが、人体への有害性を考慮し、できる限り回数は減らすことが望ましいと考えます。
4	<p>【天井値について】</p> <p>令和4年11月の「化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」では、欧米各国の規制の実情を踏まえ、「天井値について設定しない方向で検討すべき」とされていたが、令和5年2月に公表された「令和4年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書」では、最大ばく露濃度（天井値）が設定された化学物質が含まれており、本告示案も天井値として濃度基準値の規制をかけることとされている。化学物質管理に係る専門家検討会で長い時間をかけて議論されてきたはずの内容が突如覆された理由は何か。</p>	化学物質管理に係る専門家検討会（以下単に「専門家検討会」という。）の中間とりまとめにおいては、連続測定が困難である場合があることを鑑み、天井値ではなく短時間濃度基準値として設定する方向で検討してきました。その後の専門家検討会での濃度基準値の検討において、有害性の観点から、極めて短時間で急性健康影響がある物質については、短時間濃度基準値ではなく、天井値として設定すべきであるという判断がなされました。このため、連続測定の困難性を踏まえ、努力義務として天井値を規定することとしたものです。
5	<p>【天井値の運用について】</p> <p>・天井値として短時間濃度基準値が定められている物について、アクロレイン等天井値のみしか濃度基準値が定められていない化学物質が幾つかある。天井値とは、「いかなるときも超えてはならないばく露限度」とされている。しかしながら、例えばアクロレインでは、「令和4年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書」によると、その捕集・分析法は「固体（反応）捕集-液体クロマトグラフ法」とされており、この方法では瞬間的に天井値を超えるようなばく露まで検出することは不可能</p>	天井値として短時間濃度基準値を定めた物については、連続測定が困難である場合が多いことに鑑み、努力義務としています。連続測定の方法が確立している場合には、連続測定を行い、いかなる瞬間も短時間濃度基準値以下となるように努めていただくこととなります。なお、連続測定が困難な場合は、15分間時間加重平均値を測定し、当該値が天井値と比較して十分に低い濃度となるようにばく露を管理する方法があります。

	<p>と思われる。このように、実測により法定の天井値以下であることを検証する現実的な測定方法がないにもかかわらず、行政はどのように規制し、また、事業者はどのように対応すべきなのか、ご教示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天井値として短時間濃度基準値が定められている物については、当該物質濃度の連続モニタリングが必要であるが、連続モニタリング以外の方法があればご教示いただきたい。</li> </ul>	
6	<p>【有害性の確認方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2(3)エの「有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器」は具体的にどのように確認するのか。</li> <li>・混合物の濃度基準値を計算するに当たり、「有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器が同一であるもの」はどのようにして把握すれば良いか。その判断には同一の毒性作用機序の有無を確認する必要があると思うが、一部の専門家を除き確認は難しいため、考え方をお示しいただきたい。</li> </ul>	<p>「有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器」を確認するための方法としては、GHS分類における特定標的臓器毒性（単回ばく露）や特定標的臓器毒性（反復ばく露）で記載されている情報のほか、個別物質に係る学術論文、事業場が自ら保有している個別物質の有害性情報などが考えられます。また、専門家検討会の添付資料もご確認ください。</p>
7	<p>【混合物に関する基準について】</p> <p>「別表の左欄に掲げる物のうち、有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器が同一であるものを2種類以上含有する混合物の8時間濃度基準値については、次の式（以下、「相加式」という。）により計算して得た値が1を超えないようにすること」との記述について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相加式の適用については、濃度基準値（ばく露限界値等）の設定根拠となっている健康影響に関して同一の標的臓器に作用する場合にのみ行うべきである。ばく露限界値の根拠となった健康影響と標的臓器を確認し、2以上の物質間でその標的臓器が一致した場合にのみ相加式を適用することが正しいと考えられ、相加式の適用の前提条件に関し、例</li> </ul>	<p>専門家検討会の報告書では、「混合物に含まれる複数の化学物質が、同一の毒性作用機序によって同一の標的臓器に作用することが明らかな場合」に、相加式を適用するように努めるべきであるとされています。これを踏まえ、本告示案の「有害性の種類及び標的臓器が同一であるもの」とは、同一の毒性作用機序によって同一の標的臓器に作用することが明らかなものという趣旨です。この解釈について、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（以下「技術上の指針」という。）」及び施行通達において明確にすることとしており、周知を図ってまいります。</p>

えば、化学物質管理に係る専門家検討会に差し戻して再検討してはどうか。また、相加式適用の前提条件がどのようになった場合でも、現在の書きぶり（文言）では不十分で誤解を招きやすいと考えられる。現在有機溶剤（特別有機溶剤を含む）に関しては、作業環境測定で測定した場合、全ての物質に対して相加式の適用を定めている。このため、一般に作業環境測定士及び一部の労働衛生コンサルタント、産業医等においては、化学物質に関して相加式を機械的に適用する概念が強く定着している。濃度基準値設定物質に対して相加式が機械的に適用されたり、標的臓器が良くわからないので安全のために適用するといった判断が行われる可能性があるため適用の前提条件については、これを用いる専門家等に十分な理解を図るよう丁寧なものにしていただきたい。

・令和5年2月10日に公表された「化学物質に係る専門家検討会報告書」の7ページでは、「混合物に対する濃度基準値の適用においては、混合物に含まれる複数の化学物質が、同一の毒性作用機序によって同一の標的臓器に作用することが明らかな場合には、それら物質による相互作用を考慮すべき・・・」とされている。報告書に記載の「同一の毒性作用機序によって同一の標的臓器に作用することが明らかな場合」と、告示案の「有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器が同一であるもの」を比較すると、この規定の対象範囲は、「化学物質に係る専門家検討会報告書」の記載内容よりも告示案の方が広くなると考えられる。また、報告書には、「混合物に含まれる複数の化学物質が、同一の毒性作用機序によって同一の標的臓器に作用する

なお、この規定は、専門家検討会の報告書の提言を踏まえたものであり、再検討する予定はありません。

また、毒性作用機序と標的臓器を確認するための方法として、GHS分類（例えば、特定標的臓器毒性（単回ばく露）や特定標的臓器毒性（反復ばく露））のほか、個別物質に係る学術論文、事業場が自ら保有している個別物質の有害性情報などが考えられます。専門家検討会の報告書の添付資料もご活用ください。ただし、対象となる有害性は、特定標的臓器毒性に限ったものではありませんのでご注意ください。

なお、本告示への委任の根拠となる労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第577条の2第2項の規定により、本告示で有害性の種類に関する事項を定めることはできませんのでご了承ください。

	<p>場合、それら物質の相互作用によって、相加効果や相乗効果によって毒性が増大するおそれがあることについては、米国、英国、ドイツ各国の職業ばく露限度策定機関で一致した見解となっている」と記載があり、告示案の内容では、報告書の記載内容から逸脱しているのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 (3) エの「有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器が同一であるもの」とは、SDSの特定標的臓器毒性（単回ばく露）又もしくは特定標的臓器毒性（反復ばく露）が同一の場合のものを指しているという理解で良いか。</li> <li>・ 別表の化学物質ごとに、それぞれ「有害性の種類及び影響を及ぼす臓器」も示していただきたい。これが示されない場合は、事業者が各自個々の化学物質のSDS等を調べて判断するということが良いか。</li> <li>・ 「有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器が同一であるもの」の組み合わせについては、誰が判断するのか。本告示の様に新しく何かが決まると、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業者から、そのリスクアセスメント対象物を製造している事業者に対して、対象物を通知するよう必ず要請があるが、リスクアセスメント対象物を製造している事業者においても、毒性学の専門家ではないので、何が対象であるか判断できない。</li> </ul>	
8	<p>【混合物の換算式について】</p> <p>濃度基準値の定めがある複数の物質を同じ作業環境で取り扱う作業については、C/Lが最大となる物質の取扱作業（リスクが最も高い作業）に対して工学的対策、環境的対策を行うことで他の対象物質のC/Lも低減すると考え、C/Lが最大とな</p>	<p>本規定の適用に当たっては、C/Lが最大となる物質のみならず、個々の物質ごとに確認測定を実施し、それを換算式に代入し、換算値を算出する必要があります。</p>

	<p>る物質について作業環境濃度の実測・管理を行おうと考えているが、そのような運用でも問題ないか。</p>	
9	<p>【混合物の換算式について】</p> <p>2(3)オに「エの規定は、短時間濃度基準値について準用する。」とされているが、15分間時間加重平均値を用いるという考え方で問題ないか。(例：10分間の実測であれば、実測結果に15分の10をかけ換算する)。</p>	<p>前段の考え方については貴見のとおりです。ただし、15分間時間加重平均値の測定時間は、連続した15分間である必要があります。</p>
10	<p>【濃度基準値の単位の統一について】</p> <p>濃度基準値の単位をppmではなくmg/m<sup>3</sup>などに統一していただきたい。</p>	<p>専門家検討会の報告書においては、対象物質の飽和蒸気圧、沸点、分子量等の物性を勘案しつつ、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)における管理濃度の単位の表記等も考慮の上、原則、最もばく露しやすい状態が蒸気の場合はppm単位、エアロゾル粒子の場合はmg/m<sup>3</sup>単位により統一的に記載することとしています。</p> <p>なお、別途策定予定の技術上の指針において、濃度基準値の単位を変換できるように、ppmからmg/m<sup>3</sup>への換算式(室温は25℃とする。)を示すこととしています。</p>
11	<p>【濃度基準値の単位の解釈について】</p> <p>別表で使用される単位としてppm、mg/m<sup>3</sup>があるが、各々化学物質の性状等からppmはvol. ppm(体積百万分率)との理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
12	<p>【濃度基準値の設定根拠について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表の濃度基準値については、今後、日本産業衛生学会の許容濃度や管理濃度の定めがない物は、米国政府労働衛生専門家会議(ACGIH)の基準に合わせる(又はより厳しい値を選択する)という理解で良いか。</li> <li>・管理すべき化学物質として別表で濃度基準値を定めるに至った根拠を提示いただきたい。安衛則第577条の2なので、ガス、蒸気、粉塵に限っているという理解で良いか。例えば日本産業衛生学会で示される許</li> </ul>	<p>8時間濃度基準値や短時間濃度基準値は、専門家検討会において、日本産業衛生学会、米国政府労働衛生専門家会議(ACGIH)、ドイツ研究振興協会(DFG)などの諸機関がばく露限度値等の設定根拠とした文献等を精査し、最も信頼できる文献を根拠文献として採用し、それに基づいて濃度基準値を決定しています。このため、濃度基準値は、特定の機関が提案するばく露限度等に合わせて設定されているわけではありません。</p>

容濃度等の勧告（2022年度）においては更に多くの化学物質について許容濃度が定められている。

・別表の濃度基準値については、日本産業衛生学会の許容濃度を根拠に設定されているのか。一部の化学物質については、米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）の定めるTLV値との乖離がある。この場合でも別表の濃度基準値を閾値として判断すべきか。別表の濃度基準値については、国際整合化の観点から米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のTLV又は日本産業衛生学会の許容濃度の何れかを根拠として管理できるような運用を希望する。

・N、N-ジメチルアセトアミドの8時間濃度基準値は「5 ppm」とされている。従来の日本産業衛生学会の許容濃度「10 ppm」、米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のTLV-TWA「10 ppm」より厳しい値となっているが、これは健康影響リスクが高くなったからか。

・エチレングリコールの8時間濃度基準値は「10 ppm」、短時間濃度基準値は「50 ppm」とされている。従来、管理濃度も許容濃度も未設定で、米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のTLV-STELが「100 ppm」であったものに対し、大幅に厳しい値の設定となっているが、この理由はなぜか。

・酢酸ビニルの8時間濃度基準値は「10 ppm」、短時間濃度暴露基準値は「15 ppm」とされている。従来、管理濃度も許容濃度も未設定であるが、米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のTLV-TWAが「10 ppm」、TLV-STELが「15 ppm」とされているので、この基準に合わせたと理解してよろしいか。

13	<p>【濃度基準値の見直しについて】</p> <p>日本産業衛生学会の許容濃度は年次毎に見直しされるケースがあると思われるが、そうした場合に別表の濃度基準値は年度毎の許容濃度等の勧告に追従して改正されるのか。</p>	<p>濃度基準値は、特定の機関が提案するばく露限度等に合わせて設定されてはならず、根拠文献に基づいて設定されています。今後、濃度基準値に影響を与える新たな知見が得られた場合等においては、見直しに向けた検討を行うこととなります。</p>
14	<p>【濃度基準値の適用対象について】</p> <p>別表の濃度基準値について、屋内作業場において、特定の化学物質を特定用途、例えば、一酸化二窒素を医療用や食品添加物の用途で使用する場合に、労働者への濃度基準値の適用をどのように考えれば良いか。</p>	<p>用途にかかわらず、屋内作業場における労働者のばく露の程度を濃度基準値以下としなければなりません。</p>
15	<p>【特定の作業場所の適用除外について】</p> <p>別表で濃度基準値を定めている化学物質の一部には、高圧ガス保安法の定めに従い、ガス漏洩検知器を用いて常時監視（当該作業エリアに人がいない時間帯を含めて24時間×365日）されており、漏洩が検知された場合は警報が鳴動し、設備が自動で遮断、除害設備が機能する。</p> <p>このように、高圧ガス保安法など別法規の定めに基づいて作業環境の安全を監視している場合には、労働者が当該物質に曝露されるおそれがないと判断できるため、濃度基準値の適用除外をご検討いただきたい。</p>	<p>濃度基準値は、用途にかかわらず適用されます。濃度基準値以下であることを確認する手法としては、必ずしも測定による必要はなく、数理モデル等を用いた評価により、特定の物質について、労働者が当該物質にばく露されるおそれがないことが評価できれば、当該物質のばく露の程度は、濃度基準値以下となっているとすることができます。</p>
16	<p>【異性体混合物について】</p> <p>・異性体混合物（例えばキシリジン）の濃度基準値の設定について伺いたい。複数の構造異性体のうち特定の物質の有害性データに基づき全異性体の濃度基準値として準用しているが、構造により有害性が異なる場合には、構造ごとに濃度基準値を設定すべきである。</p> <p>・別表の「キシリジン」は、どの異性体を指すのか。</p>	<p>今回提案された濃度基準値については、根拠文献等において、異性体別による違いが明らかとなっていないことから、全ての異性体（オルト体・メタ体・パラ体など）を対象として濃度基準値を設定しています。</p>
17	<p>【りん酸トリトリルについて】</p> <p>りん酸トリトリルについて、令和5年2月公表の「令和4年度化学物質管理に係る専</p>	<p>専門家検討会の報告書においては、原則として、飽和蒸気圧の濃度基準値に対する比が0.1から10までの物質については、蒸</p>



	<p>「専門家検討会報告書」では、「ガスの捕集を考慮していないので、ばく露状況に応じた捕集法が必要になる。(IFV 根拠となる計算値は 0.067)、蒸気と粒子の両方を測定して評価する必要があることを技術上の指針に明記する。」と記載されていた。このような化学物質について、事業者は、どのようにして濃度基準値以下であることを検証すべきか。今回の告示案では8時間濃度基準値しか定められておらず、粒子の濃度は定めがない。</p>	<p>気と粒子の両方を測定して評価する物質として整理することが提言されています。リン酸トリトリルについては、当該比が0.067であること等を踏まえ、粒子としてろ過捕集により試料採取を行うこととし、8時間濃度基準値については、「0.002 ppm」を「0.03 mg/m<sup>3</sup>」に修正します。</p>
18	<p>【CAS登録番号の併記について】 別表の物質リストについて、日本語名称だけでは取りこぼしのおそれがあり、それを防ぐため、CAS登録番号を併記いただきたい。</p>	<p>告示別表の物質の名称は、リスクアセスメント対象物(安衛則第34条の2の7のリスクアセスメント対象物をいう。以下同じ。)としての名称を用いており、対象物質の当否の判断は、CAS登録番号ではなく物質名称で行うこととしています。 なお、周知用の資料等には、参考としてCAS登録番号を併記する予定です。</p>
19	<p>【別名の併記について】 今回の告示案では、りん化水素が別表に挙げられているが、「令和4年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書」ではりん化水素ではなくホスフィンの名称が使われていた。同一の化学物質であるにもかかわらず別名のある化学物質は、現場では見落とす懸念があるため、別名も併記いただきたい。(このほか、レソルシノール=レゾルシン、フェニルオキシラン=スチレンオキシド、1-ブロモプロパン=臭化プロピル、一酸化二窒素=亜酸化窒素等も同様の懸念がある。)</p>	<p>別名として複数の名称を有する物質もありますが、告示にはリスクアセスメント対象物としての名称を使用することとしており、現行のとおりとします。 なお、周知用の資料等には、参考としてCAS登録番号を併記する予定です。</p>
20	<p>【発がん性物質について】 発がん性が明確であるため、長期的な健康影響が生じない安全な閾値としての濃度基準値が定められなかった化学物質があるが、濃度基準値が定められていないために無害であると誤解されるおそれがあるのではないかと。</p>	<p>ヒトに対する発がん性が明確な物質については、発がんが確率的影響であることを踏まえ、長期的な健康影響が発生しない安全な閾値である濃度基準値を設定することは困難であり、濃度基準値の設定がなされていません。</p>

		<p>これら物質については、ご指摘のとおり、濃度基準値が設定されていない物質は、濃度基準値が設定されている物質より安全であるという誤解が生じるおそれがあるため、発がん性を理由として濃度基準値が設定できない物質について、新たに定める技術上の指針でリストアップし、事業者に、当該物質によるばく露を最低限度とすることを求めることとしています。</p>
21	<p><b>【濃度基準値について】</b> 濃度関係では、「管理濃度」「許容濃度」などの言葉もあるため、混乱を招くおそれがあると思われる。仮に作業環境測定での「管理濃度」に該当するものであれば、有機則や特化則の方の範疇に含めた方が、管理など行いやすくなると思われる。</p>	<p>「濃度基準値」は、法令で定めるばく露の基準であることから、諸機関の示す「許容濃度」などとは法令上の位置付けが異なり、混乱を招くおそれはないものと考えております。</p> <p>また、「濃度基準値」はばく露に関する基準であり、作業環境の評価基準である「管理濃度」とは趣旨が異なるものです。</p>
22	<p><b>【用語の定義について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8時間濃度基準値や、短時間濃度基準値、最大ばく露濃度（天井値）、2種類以上含有する混合物における濃度基準値の運用が記載されているが、それぞれの用語の定義を明示していただきたい。</li> <li>・今回国が定める濃度基準値は最大ばく露濃度（天井値）、短時間濃度基準値、8時間濃度基準値等、様々な文言が登場する。これらの用語について、その定義を逐一明示していただきたい。都道府県によって労働基準監督署側の指導する内容が変わってしまうといったことのないように、文言の意味合いを明確にすべきと考える。</li> <li>・天井値について、最大許容濃度と理解しているが、「用語」の定義について厚労省で定めたものがあれば、一覧で示していただけるとありがたい。</li> </ul>	<p>告示上の用語の意味は、告示の条文に記載のとおりです。別途策定予定の技術上の指針及び施行通達において、濃度基準値の趣旨などを示すこととしています。</p>
23	<p><b>【適用期日について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに設定された濃度基準値に対応して、実施済のリスクアセスメントを見直すには相当な時間が掛かることが見込まれ</li> </ul>	<p>安衛則第 577 条の 2 第 2 項の施行は令和 6 年 4 月 1 日であり、本告示は、本年 4 月に告示され、また、技術上の指針も 4 月中に公示を予定しています。このため、これら</p>

<p>るが、2023年3月3日現在では、CREATE-SIMPLEが法改正に対応したものになっておらず、専門家検討会中間取りまとめで示されている。測定のための「技術上の指針」も公開されていない。本告示の適用期日は、技術上の指針が公開されてから1年間の猶予を設けるべきである。</p>	<p>が告示・公示されてから、おおむね1年間の周知期間があります。</p>
---	---------------------------------------

○ 本告示案とは直接関係の無い御意見

<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安衛則の解釈に関するご質問。</li> <li>・安衛則の用語の定義に関するご意見。</li> <li>・労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定方法や測定時期・頻度、その結果を踏まえたばく露低減措置等に関するご質問。</li> <li>・動物への混餌投与（経口摂取）による毒性等を前提に濃度基準値が定められた化学物質に関するばく露低減措置等に関するご質問。</li> <li>・クリエイトシンプル等の数理モデルに関するご質問。</li> <li>・屋外作業におけるリスクアセスメントに関するご意見・ご質問。</li> <li>・濃度基準値が設定されていない物へのばく露の程度を最小限度にするための基準の設定に関するご意見。</li> <li>・厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準についてのSDSへの記載に関するご質問。</li> <li>・発がん性を理由として濃度基準値が設定できない物についてのSDSへの記載に関するご質問。</li> <li>・濃度基準値を超えた場合の健康診断の実施に関するご質問。</li> <li>・実測後の記録の保存に関するご質問。</li> <li>・行政指導の流れに関するご質問。</li> <li>・5年後の今回の政策の効果の検証に関するご意見。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は今後の制度改正における参考とさせていただきます。</p> <p>なお、測定方法等については、別途策定予定の技術上の指針に示すこととしています。</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"><li>・将来的に管理濃度は濃度基準値に置き換えられてゆくかどうかのご質問。</li><li>・経皮吸収のある化学物質に関するばく露防止措置に関するご質問。</li><li>・特定の化学物質を製造し又は取り扱う作業に関する作業管理及び作業環境管理に関するご意見。</li></ul>	
---	--